参考資料１

千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針の構成

１　基本方針策定の趣旨

（１）策定の背景

○今日的な環境問題の質の変化
　→ 一人ひとりの生活様式に起因
○本市環境基本条例（H6 年 12 月）
　本市環境基本計画の見直し（H14 年 6 月）
　→ 環境学習・環境教育の推進
○「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行(H15 年 10 月)
　（「環境の保全」とは「良好な環境の創出」を含む。）
　→ 国の基本的な方針決定（H16 年 9 月）

（２）策定の目的

環境への負荷が少なく持続的に発展することのできる「持続可能な社会」の実現のため環境教育等を推進することとし、基本方針を策定。

○各主体の活動の方向性の提示
○その促進のために市が進める施策の方針

２　現状と課題

（１）市民、民間団体等の環境保全・創造のための意欲の増進の必要性

（※本文中の「環境保全」とは「良好な環境の創造」を含む。）
○活動の裾野の拡大
○活動機会や場の提供
○環境情報の的確な提供　等

（２）様々な機会を活用した環境教育の必要性

※「環境教育」とは、「環境学習」を含む。
○様々な場における環境教育の活性化
○教材や学習プログラムの整備　等

（３）市、市民、民間団体等の様々な主体が連携した活動の必要性

○各主体間の相互理解や信頼関係の確保
○各主体の特性を活かした協働の拡大
○人材の育成・活用

３　基本方針の方向性

３つの取り組みの柱に沿って方針を整理

（１）環境保全・創造の意欲の増進
（環境保全活動に積極的・継続的に取り組める環境づくり）
①活動の機会や場の充実　②的確な情報の提供
③各主体の適切な役割分担　④地域特性への配慮等

（２）環境教育の推進
（体系的・継続的に様々な機会を活用して環境教育を推進）
①関心の喚起→理解の深化→参加意識の向上や問題解決能力の育成→行動という流れの重視、体験活動等の活用
②教育の場をつなぐ、行政・市民・民間団体等の主体をつなぐ、施策をつなぐ

（３）市、市民、民間団体等の協働
（各主体の特性を活かした連携した取組みを推進）
①市民・民間団体等の意見の把握
②環境保全活動に関する公正性や透明性の確保
③各主体間の積極的な交流促進
④自発性の尊重

４　各主体の役割

各主体がそれぞれの特性に応じた役割を担い、連携して環境保全活動等の推進に取組む。

（１）**市　民**：日常生活の中での心がけ、他の者の活動への参加・協力、家族で環境に配慮した生活態度を身につけ実践する　等
（２）**事業者**：事業活動における環境への負荷を低減、従業員の環境教育、地域の環境保全活動の支援　等
（３）**学　校**：継続的な環境教育の推進、人材の育成、情報発信・公開講座や施設・人材の活用を通した地域活動の支援、教員の研修　等
（４）**地　域**：地域の活動拠点を活用した活動や地域の特性を活用した体験活動などの継続的な実施　等
（５）**民間団体**：専門的知識や技術を活かした活動の推進、市等との協働、新たな活動への参加　等
（６）**市**：方向性の提示、連携体制の構築、情報の収集・提供、活動の支援、事業者としての取組　等

５　実施する施策

環境保全・創造の意欲の増進

普及啓発事業の充実
・イベントやキャンペーン、自然観察会など、効果的な普及啓発活動の継続的な実施
・市民、民間団体等が参画した事業の実施
・地域の特性を活かした里山や谷津田の保全・再生を通した環境保全意識の向上

拠点・フィールドの整備・活用
・中核施設として生涯学習センターや少年自然の家等の活用
・「いずみの森」「谷津田いきものの里」などの拠点整備
・公民館、コミュニティセンター等の活用
・里山、谷津田、河川等フィールドの保全・再生
・公園緑地の整備や花のあふれるまちづくりの推進

環境情報の収集及び提供
・環境情報の収集・整備及びインターネットを活用した提供
・「エコライフちば」等の情報紙の充実
・インターネットを活用した団体間の情報交流の支援

環境保全活動への支援
・施設やフィールドを活動の機会・場として活用できるよう便宜
・地域環境保全基金を活用した支援の充実
・人材の積極的な育成・活用

環境教育の推進

学校における環境教育の推進
・理科や社会科等の教科及び、総合的な学習の時間などを活用した発達段階に応じた環境教育の推進
・自然体験活動や社会奉仕体験活動等の体験型環境教育の推進
・環境副読本等の教材・資料の充実及び人材の派遣
・教員に対する講座の充実等
・学校施設（太陽光発電施設など）を教材として整備、活用

職場における環境教育の推進
・従業員の知識・技能の向上等を促進するため、環境マネジメントシステム、エコアクション２１、地球環境保全協定の普及
・職場での環境教育の充実のため、アドバイザー等の派遣

地域における環境教育の推進
・地域の施設や自然環境を活用し、地域特性を活かした環境教育の積極的かつ継続的な機会・場の提供
・人材の派遣や情報・教材の提供、学校や事業所の活用

市民・民間団体等との協働

パートナーシップの構築
・活動拠点における市の窓口となる体制の整備
・団体間の活動に関する情報交換の場や活動公表機会の提供
・市民、民間団体等の意見の把握、施策への反映

協働事業の充実
・企画段階から運営まで、各主体が協働した事業の実施
・市民、民間団体等の企画提案による事業の実施

人材の育成及び活用
・研修会や講座の開催による人材の育成
・環境リーダーの登録、活用（場の紹介、講師派遣等）

６　施策の推進及び基本方針の見直し

・　関連施策を関連部局が適切に分担・連携して推進
・　進展状況、効果調査を行い公表、５年を目途に改定等について必要な措置を講じる。